

横浜市男女共同参画センター

指定管理者 業務の基準

目 次

1	基本となる指針	1
	(1) 施設の理念と使命	
	(2) 男女共同参画センターの状況	
	(3) 男女共同参画センターの重点取組	
2	男女共同参画推進事業に関する業務の基準	3
	(1) 男女共同参画推進に関する資料及び情報の収集・提供	
	(2) 男女共同参画に関する各種事業の企画及び実施	
	(3) 相談機能	
	(4) 男女共同参画推進に関する調査研究及び広報	
3	施設の運営に関する業務の基準	6
	(1) 施設の開館日等	
	(2) 利用料金等	
	(3) 施設の貸出し等	
	(4) 報告書の作成	
4	施設の管理に関する業務の基準	7
5	その他業務	7
	(1) 月報及び四半期総括表の作成	
	(2) 事業計画書の作成	
	(3) 事業報告書の作成	
	(4) 自己評価の実施	
	(5) 指定期間終了にあたっての引継業務	
	(6) その他日常業務の調整	
6	緊急時の対応	8
	(1) 急病等への対応	
	(2) 緊急時の対応	
7	留意事項	9
	(1) 事業に関する留意事項	
	(2) 施設の運営に関する留意事項	
	(3) 施設の管理に関する留意事項	

- (4) 第三者評価について
- (5) 業務が基準を満たしていない場合の措置
- (6) 個人情報保護及び守秘義務に関すること
- (7) 保険の取扱い
- (8) 損害賠償の取扱い
- (9) 事故への対応
- (10) その他

1 基本となる指針

(1) 施設の理念と使命

横浜市男女共同参画センターは、横浜市男女共同参画推進条例の理念に基づき、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会をめざして、男女共同参画施策を推進するための拠点施設として位置付けられている。

横浜市男女共同参画推進条例

(男女共同参画推進拠点施設)

第 11 条 市は、横浜市男女共同参画センター（横浜市男女共同参画センター条例（昭和 63 年 3 月横浜市条例第 10 号）に基づき設置された施設をいう。）を、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設とするものとする。

(2) 男女共同参画センターの状況

現在、男女共同参画センター横浜（戸塚区）、男女共同参画センター横浜南（南区）及び男女共同参画センター横浜北（青葉区）の 3 館を横浜市内に整備しており、男女共同参画の推進に関するさまざまな事業を展開するとともに、市民の自主的な活動を支援している。

(3) 男女共同参画センターの重点取組

男女共同参画センターは、横浜市中期 4 か年計画や横浜市男女共同参画行動計画に基づき、情報事業、学習研修事業、相談事業、調査研究事業を総合的に実施する。また、市民、事業者の男女共同参画に関する自主的な活動を支援し、場を提供することにより、男女共同参画に関する裾野の拡大を進める。事業の実施にあたっては、次のような点が特に求められている。

1 国の法改正や社会情勢を踏まえた課題への対応

企業における女性活躍に関する行動計画策定義務化対象の拡大、ハラスメント対策の強化、政治分野における男女共同参画の推進、外国人労働者受け入れ拡大、IoT・AI といったデジタル技術の進展など、国の法改正や社会情勢を踏まえた課題への対応を進めること。

2 事業体系の整理・見える化

誰にも理解できるよう事業全体の体系や目的を整理・見える化し、経営層・職員間、市と認識の共有を行うとともに、事業体系等をホームページで公開すること。また、PDCAにより、適宜必要に応じた事業を実施すること。

3 広報・啓発の強化

男女共同参画の裾野を広げるため、市民目線に立った効果的な広報・啓発を行い、センターの役割を市民等に対してわかりやすく PR することにより、センターの認知度向上に努めること。また、市の施策や事業とも連動した広報の実施に努め、あわせてアウトリーチによる市民へのアプローチを進めること。

4 団体等の育成・連携の強化

男女共同参画を進める企業や団体等が増加する中、企業・団体等の活動を把握し、その育成・支援に努めること。また、団体等のネットワーク化に努めるとともに、センターの事業については、センターとその分野で活動する団体等との役割を踏まえた上で、実施すること。

5 男女共同参画に関する調査研究・提言

男女共同参画に関する国・社会の動きや、センターの各現場から見える社会課題を抽出し、構造的な課題として可視化するために調査研究を行い、その対策等についても提言すること。

6 働き方改革やワーク・ライフ・バランス事業の強化

働き方改革やワーク・ライフ・バランスに関する事業や広報啓発を強化し、特に男性の家事・育児参画に資する効果的な事業の実施や啓発を推進すること。

7 女性リーダーの育成及びネットワーク化

企業や市民活動等における女性リーダーの育成を強化するとともに、情報交換や交流を通してリーダーとしての知見が高められるよう、ネットワーク化に努めること。

8 女性の就労支援の強化

全国に比べ女性の年齢階級別労働力率におけるいわゆる M 字の谷が深くなっている現状を踏まえ、就労の継続や再就職の支援を強化すること。また、就労支援の一環として女性の起業を支援すること。

9 若年層に対する支援の強化

教育機関等と連携し、学生を中心とした若年層に対し、固定的な性別役割意識の払拭等に関する啓発や、男女共同参画を踏まえたキャリア形成の支援を強化すること。また、正しい性知識やジェンダーに基づく暴力防止についての啓発にも力を入れること。

10 効果的・効率的な相談体制の確立とDVに関する広報・啓発

相談事業は、過去の相談状況の検証、類似の相談を実施している県や市の事業、公共施設や市民団体等の状況を把握し、効果的・効率的な相談体制を確立すること。また、増加しているDVの相談状況を踏まえ、DVに関する広報・啓発を市と連携しつつ、強化すること。

11 人材育成

全国を牽引するセンターであることを意識し、センター職員の専門的な知見を高めながら、将来も見据えた人材育成に注力すること。また、職員一人ひとりが事業の担い手としてだけでなく、社会課題を踏まえたセンターの担う役割を常に意識し業務にあたること。

2 男女共同参画推進事業に関する業務の基準

男女共同参画センターは、男女共同参画センター条例及び横浜市男女共同参画行動計画に基づき、3館の連携を図り、市内全域における男女共同参画の推進に向け、以下の事業を総合的に実施していく。

なお、横浜市中期4か年計画や横浜市男女共同参画行動計画等の本市計画に位置付けられ、現にセンターで実施している事業については、当該計画期間中は引き続き実施し、目標値を設定している事業は目標を達成すること。

また、横浜市の関係区局と連携のうえ、地域や時代のニーズに対応した事業展開を進めていくものとする。

横浜市男女共同参画センター条例

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進についての資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 市民の文化的及び健康的な日常生活の確立並びに女性の自己開発のための講習会等の開催に関すること
- (3) 男女共同参画に関する相談に関すること
- (4) 男女共同参画に関する調査研究及び広報に関すること
- (5) 前各号の事業のための施設及び設備の提供に関すること
- (6) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(1) 男女共同参画推進に関する資料及び情報の収集・提供

- ・図書資料、ビデオ資料の収集・提供をはじめとして、男女共同参画に関するさまざまな情報の収集及び提供を行う。
- ・図書資料等について3館での相互貸借を行う。
- ・図書資料等に関し、その情報並びに貸出及び展示の履歴について、従来の記録に続けて蓄積し、管理を行う。

(2) 男女共同参画に関する各種事業の企画及び実施

- ・多様化する男女共同参画に関する課題に応え、その具体的解決に向けたさまざまな事業を企画及び実施する。
- ・男女共同参画推進の裾野を広げるため、市民の生活に密着した事業を企画及び実施する。
- ・市民、事業者の自主的な活動と協働して事業を企画及び実施する。
- ・各男女共同参画センターの地域特性を踏まえた事業を企画及び実施する。

(女性としごと 応援デスクの設置)

女性の就労に関する支援を行うことを目的とする総合相談窓口を設置し、女性の就労に関する支援情報の提供、就業やキャリア形成等に関する相談・支援等を行う。

(リーダーシッププログラムの実施)

横浜の企業で働く女性たちが企業に貢献できる人材となるようリーダーとしてのスタンスを醸成するとともに、女性リーダーのネットワーク形成に役立つプログラムを複数回実施する。

(男女共同参画センター横浜)

- ・3館が連携して事業を展開し、施策の充実を図るため、中心的役割を担うものとする。

(男女共同参画センター横浜北)

- ・市民ギャラリーあざみ野との複合施設であるという特性を踏まえた事業を企画及び実施する。

(3) 相談機能

- ・市民が抱えるさまざまな男女共同参画に関する問題の解決を支援するとともに、そこから発見される課題を事業の企画に反映する。
- ・市民が利用しやすい相談体制を整える。
- ・横浜市DV相談支援センターの機能の一部を担う。
- ・性別による差別等の相談に関する業務を行う。

(横浜市DV相談支援センター業務)

横浜市DV相談支援センター業務の一部を担い、業務を円滑、安全に行える体制を整える。また、業務実施に際しては、DV相談に関する横浜市の統括部門（こども青少年局こども家庭課）並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との調整を行う。

ア 事業の内容

- ・配偶者等からの暴力及びそれに関連する相談に応じること、もしくは相談を行う機関を紹介すること。

- ・医学的、心理学的な援助を行うにあたり、相談機関等と連携し、適切な相談機関等を紹介すること。
- ・被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。)の緊急時における安全の確保に関すること。
- ・被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助会、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- ・保護命令の制度(法第10条から第22条に規定するもの。)の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

イ 事業の実施日時、曜日

専用電話相談の日時、曜日については、横浜市と協議のうえ、決定する。その際、現在の相談日時等を考慮するものとする。

【現在の専用電話相談の実施日時、曜日】

第4木曜日、年末年始を除く月曜日から金曜日までは午前9時30分から午後8時まで、土曜日、日曜日及び祝日については、午前9時30分から午後4時までとする。

※ 相談機能を担う場所については、別途、横浜市と協議することとします。

ウ 事業実施上の留意点

- ・相談業務に関して連絡票を備え、必要に応じてこども青少年局こども家庭課、区福祉保健センターと情報共有を図るよう努めること。
- ・相談に係る情報を関係機関に提供する場合は、横浜市個人情報保護条例に準じて適切に行うこと。
- ・支援センターは事業の実施に関わる職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申し出を受けた時は適切かつ迅速にこれを処理するように努めるものとする。

(性別による差別等の相談)

横浜市男女共同参画推進条例第10条に規定する性別による差別等の相談に関する下記の業務を行う。

- ア 相談受付に関すること
- イ 専門相談員会議の運営に関すること
- ウ 申出受付に関すること
- エ 調査に関すること
- オ 関係者への要請又は指導及び申出者への通知に関すること

※詳細については「横浜市男女共同参画推進条例及び横浜市男女共同参画推進条例施行規則に基づく相談の申出の対応に関する実施要綱」を参照

(4) 男女共同参画推進に関する調査研究及び広報・啓発

- ・国・社会の動きやセンターの各現場から見える社会課題を抽出し、構造的な課題として可視化するために調査研究を行い、その対策等について提言する。
- ・市民目線に立った効果的な広報・啓発を行い、センターの役割を市民等に対して分かりやすくPRすることにより、センターの認知度向上に努める。
- ・市の事業等と連動した広報に努め、あわせてアウトリーチによる市民へのアウトリーチを行う。

3 施設の運営に関する業務の基準

(1) 施設の開館日等

- ・休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。
なお、指定管理者は横浜市との協議により、休館日に開館し又は休館日以外の日を開館しないことができる。
- ・開館時間は午前9時から午後9時までとする。また、男女共同参画センター横浜及び男女共同参画センター横浜北の日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日における開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

(2) 利用料金等

- ・利用料金については、横浜市男女共同参画センター条例に規定する範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定める。
- ・施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、割引料金等を設定することができる。
- ・徴収した利用料金については、必要な帳簿を作成する。

(3) 施設の貸出し等

- ・男女共同参画センターの施設・利用案内、実施事業等について、利用者及び市民に対し広く情報提供し、施設の周知及び利用促進を図る。その他、利用者意見の聴取、利用者の利便性の向上に関する取組などを適宜実施する。
- ・市民が施設を利用する上で、必要な指導・助言を行う。
- ・受付業務には1名以上を配置し、施設利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制とする。
- ・「横浜市市民利用施設予約システム」により、施設の利用申請の受付、利用許可を行う。なお、利用申請時には、施設利用者からの相談を受け付ける。
- ・施設利用者とは、利用日以前に十分な打ち合わせを行う。

- ・利用料金の徴収方法は前納とする。ただし、必要があると認められる場合は後納とすることができる。
- ・各種利用のための書類及び施設利用者に対する利用の手引きを作成する。
- ・必要に応じ、電話による問い合わせ、施設見学等に対応する。

(4) 報告書の作成

- ・指定管理者は施設の利用状況について日報を作成する。書式、記載内容は協定において定める。

4 施設の管理に関する業務の基準

施設（横浜市民ギャラリーあざみ野の専用部分を除く）を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に務める。また、建築物や設備等の不具合を発見した際には、速やかに横浜市に報告を行うものとする。

施設の定期点検等については、関係法令（建築基準法、電気事業法、消防法、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称：ビル管理法））に定める定期点検を行うとともに、申請要項添付資料（5）「施設の管理に関する業務の基準」に記載する定期点検、日常点検等を行う。

指定管理者及び施設利用者の責めに負わない修繕の経費は横浜市が負担するものとする。ただし、1件60万円未満の修繕費については、指定管理者が負担するものとする。

男女共同参画センター横浜北においては、複合施設である横浜市民ギャラリーあざみ野の専有部分の一部及び共用スペースを含む施設管理を行い、費用は面積等に基づき両者の按分（※）とする。また、管理にあたっては、横浜市民ギャラリーあざみ野の指定管理者と協議の上、適切に行うものとする。

※ 按分比については、添付資料（1）3-4「横浜市民ギャラリーあざみ野との按分額」を参照

5 その他業務

(1) 月報及び四半期総括表の作成

指定管理者は、各事業の計画と実績報告、施設の利用状況、管理状況、事故状況及び施設利用者からの意見・要望について月報を作成し、横浜市に提出する。

また、指定管理者は、3ヶ月に一度、過去3ヶ月間の業務内容を総括した「四半期総括書」を作成し、横浜市に提出する。横浜市は提出された書類をもとに当期の債務履行を確認する。

なお、月報及び四半期総括書の書式については、協定で定める。

(2) 事業計画書の作成

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、次年度の事業計画書を毎年度9月末までに作成し、横浜市に提出するとともに、公表する。事業計画書の作成にあたっては、横浜市と調整を図ることとする。記載する内容は以下のとおり

とする。

- ・事業計画
- ・収支予算

その他詳細については、協定で定める。

(3) 事業報告書の作成

前年度の事業報告書を、毎年度5月末までに作成し、横浜市に提出するとともに、公表する。

- ・事業報告
- ・利用実績（利用率・利用人数等）
- ・収支決算

その他詳細については、協定で定める。

(4) 自己評価の実施

業務の質やサービス向上を図ることを目的に、施設利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、また施設運営に関して定期的に自己評価を行い、これにより得られた評価を事業報告書によって横浜市に報告し、今後の業務に反映させるものとする。

評価項目については、別途協定で定める。

(5) 指定期間終了にあたっての引継業務

指定期間終了時には、次期指定管理者が円滑かつ支障なく男女共同参画センター3館の業務を遂行できるよう、引継を行う。具体的な引継方法については、別途協議により定める。

(6) その他日常業務の調整

日常業務に関して、横浜市と適宜調整を行う。また、横浜市の調査等に協力する。

6 緊急時の対応

(1) 急病等への対応

男女共同参画センターの施設利用者、来場者等の急な病気、けが等に適切に対応するとともに、緊急時には近隣の医療機関等と連携し、迅速かつ的確な対応を行う。また、急病等への対応ができるよう、AEDの設置等、必要な施設の備えを検討し、対応するものとする。

なお、施設利用者等に事故が起こった場合は、ただちに横浜市にその旨を連絡することとする。

(2) 緊急時の対応

災害等の発生に備えて、対応マニュアルを作成するとともに、日頃から防災訓練等により、適切に対応できる体制を整備する。

緊急時には、施設利用者等の避難、誘導、安全確保等に迅速に対応し、ただちに横浜市に状況報告を行うこととする。

また、災害時には、横浜市防災計画に基づき、男女間のニーズの違いに配慮した対応を行うとともに、女性相談窓口を開設することとする。なお、横浜市が緊急避難場所等に男女共同参画センターを使用する場合には、横浜市の指示に従うものとする。

7 留意事項

(1) 事業に関する留意事項

- ・事業の実施に際し、各種助成金、協賛金等を活用することができる。
- ・指定管理者が事業の実施のために施設を利用できる日数及びその際の施設利用料金については、横浜市と協議のうえ別途定める。

(2) 施設の運営に関する留意事項

- ・休館日、開館時間については、指定管理者の申請により、横浜市が決定する。
- ・横浜市男女共同参画センター条例に基づき、横浜市が施設を利用する場合及び横浜市との共催等により関係団体が施設を利用する場合に、利用料金を減免できることとする。
- ・横浜市が施設を利用する場合及び横浜市との共催により関係団体が施設を利用する場合に、規則で定められた時期より先行して予約ができる場合がある。その場合には、指定管理者と利用の調整を行う。

(3) 施設の管理に関する留意事項

- ・駐車場を利用できる者は施設利用者に限るものとする。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りではない。
- ・男女共同参画センター横浜北の駐車場の管理にかかる費用及び収益については、横浜市民ギャラリーあざみ野の指定管理者との折半とする。
- ・男女共同参画センターの施設内の一部について、市長の目的外使用許可を受けた団体が使用することがある。
- ・施設内に自動販売機等を設置する場合は、市長に対し目的外使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。
- ・施設内に喫煙場所は設けない。
- ・防火管理者を選任し、担当業務を遂行するものとする。
- ・自衛組織を結成し、防火・防災に努める。

(4) 第三者評価について

施設の管理運営に関し、評価・検証等を行うことを目的として、横浜市男女共同参画センター

指定管理者選定評価委員会による第三者評価を、指定期間の2年目又は3年目のいずれかのうち市と指定管理者の協議により定める時期に、1回受審しなければならない。

また、第三者評価を受審するにあたり、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出、報告等を求められたときは、従うものとする。

(5) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

(6) 個人情報保護及び守秘義務に関すること

ア 指定管理者は、この指定管理業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

イ 個人情報保護の体制をとり、職員に周知・徹底を図ること。

ウ 団体登録や自主事業等に際し施設利用者から収集する個人情報は、必要最小限のものとし、その取り扱いについては、十分注意すること。また、職員に対し必要な研修を行うこと。

エ 指定管理者は、本業務の実施により知り得た秘密及び横浜市の行政事務等で一般に公開されていない情報を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(7) 保険の取扱い

指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応する。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とする。

(8) 損害賠償の取扱い

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者において、その損害を賠償しなければならない。

(9) 事故への対応

施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事

故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告する。

(10) その他

ア 法令の遵守等

この施設の管理にあたっては、日本国法令、横浜市男女共同参画センター条例及び横浜市男女共同参画センター条例施行規則等、関連法令を遵守するものとする。

イ 横浜市との連絡調整

指定管理者は、横浜市との連絡調整会議等を必要に応じて開催し、業務報告等を行うこととする。開催については、協議のうえ決定する。

ウ 諸届

飲食物の販売など、諸届を必要とする場合には、指定管理者が手続きを行うものとする。

エ 服務

男女共同参画センターに従事する職員は、施設利用者等に施設職員とわかるように、名札を着用する。